

社会福祉法人安曇野福祉協会
評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人安曇野福祉協会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定めるとともに、併せて評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員を併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、日当をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の総額)

第3条 評議員及び役員に支給する報酬等の総額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 評議員 350,000円以内
- (2) 役員 1,600,000円以内

(報酬等の支給)

第4条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 理事長及び常勤の理事 | 報酬 |
| (2) 非常勤の役員（理事長を除く。） | 報酬、日当 |
| (3) 評議員 | 報酬、日当 |
| (4) 評議員選任・解任委員 | 日当 |
| (5) 第三者委員 | 報酬、日当 |

(報酬等の額の算定方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

2 非常勤の役員等に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

3 非常勤の役員等に対する日当の額は、別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長以外の役員等に対する報酬は、毎年6月末までに支給する。

- 2 理事長に対する報酬は、原則として毎月20日に支給する。
- 3 報酬等は、現金または本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことにより（死亡により退任した者の報酬にあつては、その遺族に）支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。
- 5 日当は、理事会、評議員会等の会議への出席など法人及び法人の施設運営のための業務等にあたった都度支給する。ただし、理事長及び常勤の理事には支給しない。

(費用弁償)

第7条 役員等が職務のため旅行する場合は、職員に支給する旅費の例によって、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を必要とする場合は、当該費用を支給する。

(報酬の月割り計算)

第8条 新たに役員等に就任した者には、その日の属する月の翌月から報酬を支給する。
ただし、月の初日に就任した時はその月の分から支給する。

- 2 理事長が、月の途中で就任もしくは退任（解任を含む。）した場合は、その月の在任日数による割合で計算した額をその月の支給額とする。
- 3 役員等が退任（解任を含む。）した場合は、その日の属する月までの報酬を支給する。
- 4 役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合には、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数は、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会において、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
常務理事	年額 20,000 円
理 事	年額 20,000 円

別表第2 (非常勤の役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理 事 長	月額 100,000 円
理 事	年額 20,000 円
監 事	年額 20,000 円
評 議 員	年額 10,000 円
第三者委員	年額 8,000 円

別表第3 (非常勤の役員等の日当)

(1) 理事 (理事長を除く。)

	半日	1日
理事会等会議への出席	3,500 円	6,700 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,500 円	6,700 円

(2) 監事

	半日	1日
監事監査等への出席	3,500 円	6,700 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,500 円	6,700 円

(3) 評議員

	半日	1日
評議員会への出席	3,500 円	6,700 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,500 円	6,700 円

(4) 評議員選任・解任委員

	半日	1日
委員会への出席	3,500円	6,700円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,500円	6,700円

(5) 第三者委員

	半日	1日
委員会への出席	3,500円	6,700円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,500円	6,700円